2021年度 奨学生募集要項

1. 趣旨

学業が優れ、かつ、品行方正で勉学に熱意がありながらも、経済的理由により就学が 困難な学生に対し、奨学援助に関する事業を行い、次代を担う有望な人材の育成をは かり、社会の発展、福祉に寄与するため奨学金を給付いたします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は以下の通りです。

- (1) 奨学金は給付として、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、給付の対象とします。

3. 応募資格

次のいずれにも該当すると認められる者とします。

(1) 2021 年 4 月、日本国内にある大学院(*1)、大学、短期大学(*2)、専門学校(*3)、大学校・専門校(*4)に新たに進学した新 1 年生(大学 3 年次編入学も対象)。但し、原則入学時 年齢 25 歳以下とする。

*1 大学院 :修士課程または博士前期課程の2年の課程に限る

*2 短期大学 : 2年以上の学部・学科に限る。

*3 専門学校 : 2年以上の専門課程コースがある学校に限る。

*4 大学校、専門校 :職業能力開発促進法に基づき設置される施設とする。

但し、2年以上の学部・学科に限る。

- (2) 「ものづくり」に関連する学部(工学部、理工学部等)、または、「福祉」に関連する学部(看護学部、社会福祉学部等)で学ぶ者。
- (3) 学業が優れ、品行方正で勉学に熱意があると認められる者。
- (4) 経済的理由により就学が困難と認められる者。
- (5) 日本国籍を有し、日本国内に居住する者。

4. 奨学金の額、期間及び給付の方法

(1) 給付金額

・大学院生 月額 25,000 円 (年間給付額 300,000 円)
・大学生 月額 25,000 円 (年間給付額 300,000 円)
・短期大学生 月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)
・専門学校生 月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)
・大学校生、専門校生 月額 20,000 円 (年間給付額 240,000 円)

(2) 給付の期間

大学院生 2年間

・大学生 4年間(3年次編入学は2年間)

・短期大学生 2年間または3年間

・専門学校生 2年間、3年間または4年間

・大学校生、専門校生 2年間または4年間

・給付の期間は、正規の最短終業年限の終期までとする。

(3) 給付の方法

原則として、年間給付額を2回に分けて、7月($4\sim9$ 月分)、12月($10\sim3$ 月分)の一定日に、直接本人名義の口座に送金し給付します。

5. 採用人数

2021年度は、18名程度の採用を予定しています。

- 6. 応募手続き
 - (1) 提出書類
 - ① 奨学生願書(様式1)
 - ② 成績証明書
 - ・応募時現在の最終学歴の学業成績証明書(高校、大学等で作成するもの)
 - ③ 在学証明書
 - ・入学校が作成するもの
 - ④ 住民票
 - ・同一世帯内全員分の記載のあるもの(マイナンバーの記載のないもの)
 - ⑤ 所得を証明する書類
 - ・家計支持者(父母、父母に代わり家計を支えている人)の 2020 年の所得を 証明する下記書類を提出

*給与所得者の場合 : 2020年の源泉徴収票のコピー

*給与所得者以外の場合: 2020年の確定申告書の控えのコピー。

- ・同一人で2種類以上の所得がある場合には、該当する全ての証明書のコピー
- ⑥ 課題作文
 - ・2021 年度課題「進学の目的と将来の抱負」 (応募者本人の手書きによるもの、指定原稿用紙(400字)1枚)
- (7) 個人情報取り扱いに関する同意書(様式2)
- (2) 提出方法
 - ・必要書類を揃えて奨学会事務局宛郵送してください。
 - ・財団への直接持込は受付けません。
- (3) 応募受付期限

2021年6月15日(火)(奨学会事務局必着)

(4) 提出先

〒373-0012 群馬県太田市清原町 13 番地 16 公益財団法人 清国奨学会 事務局

7. 選考方法

書類、課題作文のみで選考するものとします。 原則面接等はおこないません。

8. 決定及び通知

- (1) 奨学生の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、採用・不採用に拘わらず、その結果を本人に郵送にて通知します。
- (2) 選考結果関係書類郵送先は、願書に記載ある「現住所」とします。
- (3) 選考の結果は、2021年7月2日(金)までに通知します。
- (4) 選考の経過及び決定の理由については公表しません。
- (5) 選考結果(採用・不採用)については、当該校にも通知します。
- (6) 応募書類は、採用不採用などの理由の如何にも関わらず返却はしません。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学生として採用された場合には、直ちに宣誓書を理事長宛てに提出しなければならない。
- (2) 奨学生は、5月に成績証明書並びに在学証明書(当年4月1日以降発行のもの)、 11月に在学証明書(当年10月1日以降に発行されたもの)を理事長宛てに提出 しなければならない。
- (3) 奨学金の給付を受けた時は、その都度受領書を提出しなければならない。
- (4) 当財団の奨学金給付規定その他の規定を守り、当財団ならびに在学校の指示に従わなければならない。

10. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切ることがあります。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 退学したとき、又は転学したとき
- (3) 原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 正規の最短修業年限で卒業の見込がなくなったとき
- (5) 学業成績、又は性向が不良となったとき
- (6) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき、又は在学校で処分を受け学籍を失っ たとき
- (8) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (9) 奨学金受給時の受領書提出が遅れたとき。その他、奨学生としての義務を怠ったとき
- (10) その他奨学生としての支給対象資格を失ったとき

11. その他

応募の前に、必ず当財団の奨学金制度について詳しい内容を確認してください。

12. 連絡先

ご不明な点がありましたら、以下までご連絡ください。

群馬県太田市清原町13番地16 清国産業株式会社内

公益財団法人 清国奨学会 事務局

Tel 0276-37-8011